

# 排出量取引 ～東京連携クレジット～

東京都総量削減義務と排出量取引制度(以下、「東京都制度」)における次のクレジット等については、県の制度の目標達成に利用できる。

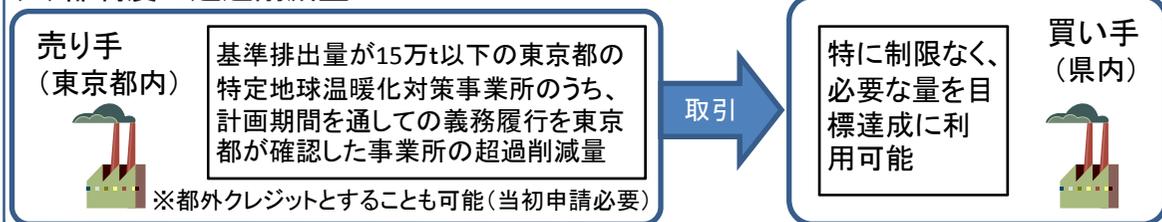
- 東京都制度の超過削減量(基準排出量15万t以下の事業所で、計画期間を通じて削減義務を履行したと東京都が確認した事業所のものに限る。)
- 東京都制度の都内中小クレジット

同様に、県の超過削減量、中小クレジットも東京都制度の義務履行に利用できる

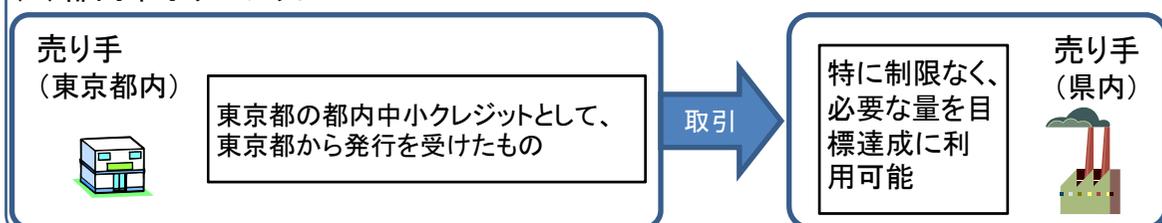
※なお、県制度と東京都制度で同じ削減量を重複して利用することはできない。

## 【相互利用できるクレジットの種類】

### (1) 都制度の超過削減量



### (2) 都内中小クレジット



## 【相互利用できないクレジットに関する留意事項】

### (1) 都制度における再エネクレジット

- 同一設備での設備認定の申請は東京都と埼玉県のとどちらか一方にしか行えない  
※ただし、認定申請した自治体での設備認定の廃止後であれば、もう一方の自治体に新たに申請可能

### (2) 都外クレジット(県制度における県外クレジット) ※埼玉県以外の自治体の事業所の場合

- 都外又は県外クレジットの当初申請は東京都または埼玉県のとどちらか一方にしか行えない

## 利用可能な都制度の超過削減量の条件等

要件	東京都事業所の超過削減量のうち、相互利用が可能なもの	(参考) 県外クレジット
対象事業所	基準年度の年間原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上で、基準排出量が15万t-CO <sub>2</sub> 以下の事業所	同左
設備導入対策の要件	不要	(申請時に)設備導入対策の実施による推計削減率が合計6%以上であること。
クレジットとなる量	排出削減目標量を超えた削減量(上限なし)(なお、1/2超の削減量については超過削減量として発行されないのがクレジット対象外)	基準排出量比8%を超えた削減量(16%上限)
県への事前申請	不要	2012(H24)年9月までに当初申請が必要
検証・報告	毎年度、検証を受け計画書を東京都へ提出(いずれも東京都制度対象事業所としての各種手続きに従うこと。)	算定報告書は毎年度提出、検証は2015年度までに受ける。
取引可能な時期	2015(H27)年度以降 <sup>※1,2</sup> (ただし、事業所自体の義務履行を東京都が確認した後)	同左
運用管理基準の要件	不要	基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が運用管理基準に適合していること。
買い手	利用上限	上限なし
		第1区分:削減目標量の1/3まで 第2区分:削減目標量の1/2まで

※1 2015(H27)年を待たずに第一計画期間の途中で発行された超過削減量についても、事業所自体の義務履行を東京都が確認した後であれば相互利用が可能  
※2 事業活動の廃止等により削減計画期間の終了年度が変更された事業所においては、東京都が義務履行を確認した時点で、その超過削減量は2015年度を待たずに相互利用が可能

(参考)「キャップ&トレード制度の首都圏への普及に向けた東京都と埼玉県の連携に関する協定」(2010.9.17締結)より抜粋

- 1 東京都と埼玉県はそれぞれの制度に関し、相互に情報を提供し、両都県における相互のクレジット取引を可能にするなど、制度設計及び運営において連携・協力する。
- 2 東京都と埼玉県は制度連携により得られた成果を首都圏の他の自治体に積極的に発信し、キャップ&トレード制度の首都圏への波及に向けた取組の拡大を図る。
- 3 東京都と埼玉県は、国における実効性あるキャップ&トレード制度の早期実現を目指した取組を進める。